

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 471-0061
住 所 あいちけんとよたしわかぐききょう愛知県豊田市若草町3丁目32番地8
氏 名 ひまわりネットワークがしがいしゃひまわりネットワーク株式会社
だいいょうとりしまりやくしやちよう おくむら ひるのぶ代表取締役社長 奥村 博信

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見 1

【該当箇所】

20 ページ 15～17 行

第3章 周波数の割当て

2. 割当て周波数の検討

(2) 実現する周波数ごとの周波数割当て

② 地域のニーズや地域の経済力の違いにより、実際に実現が見込まれるコミュニティエリアの数は限定的であることから、こうした放送について専用の割当て周波数を確保しておくことは周波数の利用効率が悪い（死蔵の可能性が高い）こと

参考資料 3：27～30 ページが該当

【意見】

- 「新型コミュニティ放送」は、各市町村という狭いエリアを対象としているため、それに見合った小出力の電波を想定してシミュレーションし、周波数利用効率について判断すべきと考えます。例えば、数十mWの小出力の送信局を、有線ネットワークを利用しながら複数設置してSFNを実現することにより、他エリアへの干渉を最小限にした市町村内のエリアカバーが実現できます。また、1エリアは1ch利用とした場合、5ch程度あれば全国の市町村において、「新型コミュニティ放送」が可能になるのではないかと考えます。「新型コミュニティ放送」への専用周波数割り当てについて改めて検討していただきますようお願いいたします。
- 周波数の有効利用がなされるかの判断は、電波が発射されるエリアではなく、多くの利用者が有効に利用するかどうかで判断されるべきです。「新型コミュニティ放送」が、多くの市町村において住民の生活利便性を向上させるものであれば、一部の市町村で電波利用されていなくとも、周波数の有効利用はなされていると考えます。一部地域で死蔵することを理由に、全国一律に専用周波数を割り当てないとの考え方は、地域事業者の無線事業への参入障壁になるとも考えます。したがって、地域事業者への周波数割り当ての是非については、地域事業者の意思や地域のニーズを十分勘案して判断していただきますようお願いいたします。

意見2

【該当箇所】

21 ページ 17～20行

第3章 周波数の割当て

2. 割当て周波数の検討

(3) V-L O W、V-H I G Hの割当ての考え方

・「全国向け放送」は、主に携帯電話端末での受信を前提とした、携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定され、現時点で参入を希望している事業者も基本的にはそのように考えていることから、携帯電話端末へのアンテナの内蔵が可能と見込まれる周波数帯域を割り当てるのが適切であること、

【意見】

- 「新型コミュニティ放送」は、前述のとおり、日常の地域情報を地域住民に無償で提供すること基本としていることから、住民の多くが受信可能な端末を有していることが必要であり、多くの国民が所有する携帯電話端末で受信できることが必須となります。したがって、全国向け放送と同様に、「新型コミュニティ放送」も携帯電話端末に受信機能が搭載されるべきと考えます。そのために、V-H I G Hの周波数を利用することが前提条件であるのなら、「新型コミュニティ放送」においてもV-H I G H帯の専用周波数が割り当てられるべきと考えます。